

第十二号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表一の項中

イ 住戸ことの申請の場合	
申請戸数が二戸のもの	四千七百円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	十八万五千元

を削り、

ロ 一の建築物の申請の場合	(イ) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）
	イ 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）

(3) (1)及び(2)以 外の建築物						
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの

を

(Ⅱ) 共用廊下 等の部分 (住宅の用 途に供する 共用廊下、 共用階段そ の他共用部 分をいう。 以下同じ。)	(Ⅷ) 非住宅の 部分(住戸 の部分、共 用廊下等の 部分以外の 部分をいう。 以下同じ。)

を

□ 共用部分(住宅の用途に供 する共用廊下、共用階段その 他共用部分をいう。以下同じ。)	ハ 非住宅の部分(住戸の部分 及び共用部分以外の部分をい う。以下同じ。)
--	---

に
、

イ 住戸ことの申請の場合						
申請戸数が一戸のもの						
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの						三万五千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの						六万九千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの						九万七千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの						十三万七千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの						十九万七千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの						二十八万三千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの						三十八万五千元
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの						五十万八千元

を削り、

(1) 一戸建て住宅	
誘導仕様基準以外による場合	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千六百六号）をいう。以下同じ。）による場合
	二万千元
三万五千元	

に改め、

(1) 一戸建て住宅	
三万五千元	

を

(3) (1)及び(2)以外の建築物					
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの					

に、

一の建築物の申請の場合		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	
(イ) 住戸の部分	(ロ) 共用廊下等の部分	(ハ) 非住宅の部分	
建築物の総戸数が一戸のもの		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	三万五千元
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六万九千元
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	九万七千元
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十三万七千元
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万七千元
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十八万三千元
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十八万五千元
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	五十万八千元
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	六十万円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十万九千元
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十三万八千元
		当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十八万円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十五万九千元
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万九千元
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	五十万円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	二十四万二千元
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三十万円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千元
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五十四万六千元
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	六十七万円

を

イ 住戸の部分		誘導仕様基準による場合	誘導仕様基準以外による場合	口 共用部分
建築物の総戸数が一戸のもの	二万千円	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万九千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万六千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	八万円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十二万円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十八万二千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十六万千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	三十四万円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	三十九万円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	
	三万五千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	
	六万九千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	
	九万七千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	
	十三万七千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	
	十九万七千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	
	二十八万三千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	
	三十八万五千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	
	五十万八千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	
	六十万円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	

に
改
め
、
同
表
二
の
項

中

イ 住戸ことの申請の場合							
申請戸数が一戸のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの							
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの							
							十三万四千円
							十二万二千元
							九万三千元
							五万八千元
							三万二千元
							一万九千元
							一万千元
							六千六百元
							三千三百円

を削り、

ハ 非住宅の部分									
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの									
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの									
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの									
									二十八万円
									三十五万九千元
									四十二万九千元
									五十万円
									二十四万二千元
									三十万円
									三十八万四千円
									五十四万六千元
									六十七万円
									七十八万九千元
									九十万円

	(イ) 住戸の部分	(ロ) 共用廊下等の部分	(ハ) 非住宅の部分
口 一の建築物の申請の場合	建築物の総戸数が一戸のもの 建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの 建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの 建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
	三千三百円	六千六百円	一万千円
	一万九千円	三万二千円	五万八千円
	九万三千円	十二万二千円	十三万四千円
	六千五百円	一万千円	一万八千円
	五万六千円	八万八千円	十四万円
	十一万二千円	六千五百円	六千五百円
	十四万円	一万千円	一万八千円
		五万六千円	五万六千円
		八万八千円	八万八千円
		十一万二千円	十一万二千円
		十四万円	十四万円

を

イ 住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの	三千三百円
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	六千六百円
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万千円
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	一万九千円
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	三万二千円
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	五万八千円
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	九万三千円
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十二万二千円
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十三万四千円
ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万六千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十二万二千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万六千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十二万二千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円

(1) 一戸建て住宅	
誘導仕様基準による場合	一万五千元
誘導仕様基準以外による場合	一万八千円

に改め、

(1) 一戸建て住宅	一万八千円
---------------	-------

を

(3) (1)及び(2)以外の建築物					
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの					

に、

(3) (1)及び(2)以外の建築物					
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの					
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの					

を

口一の建築物の申請の場合		(イ) 住戸の部分	
	建築物の総戸数が一戸のもの		一万八千円
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		三万七千円
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		五万二千円
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		七万四千円
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		十万八千円
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		十五万九千円
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		二十二万千円
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		二十九万千円
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの		三十四万二千円
(ロ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		五万七千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		七万二千円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		九万六千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		十五万六千円

を

イ 住戸ことの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの		一万八千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの		五万二千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		七万四千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		十万八千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		十五万九千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		二十二万千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		二十九万千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの		三十四万二千円

を削り、

イ 住戸の部 分	
誘導仕様基準による場合	誘導仕様基準以外による場合
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が一戸のもの
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が一戸のもの
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
七万四千円	五万二千円
	三万七千円
	一万八千円
	二十七万八千円
	二十四万千円
	十八万四千円
	十二万八千円
	八万五千円
	五万六千円
	四万円
	二万七千円
	一万五千円

	(ハ) 非住宅の部分	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		二十万五千元
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		二十四万七千元
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの		二十九万円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		十二万三千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		十五万四千元
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		十九万八千元
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		二十九万円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		三十六万千元
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		四十二万七千元
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの		四十九万千元

に改め、同表備考を

口 共用部分														
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの													十万八千円	
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの													十五万九千円	
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの													二十二万二千円	
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの													二十九万千円	
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの													三十四万二千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの													五万七千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの													七万二千円	
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの													九万六千円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの													十五万六千円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの													二十万五千円	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの													二十四万七千円	
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの													二十九万円	
ハ 非住宅の部分													十二万三千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの													十五万四千円	
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの													十九万八千円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの													二十九万円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの													三十六万千円	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの													四十二万七千円	
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの													四十九万千円	

削る。

都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表三の項中

一戸建て住宅	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円

を

☐ 一の建築物の申請の場合	
(1) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	(ロ) 非住宅部分

を

☐ 非住宅部分	
イ 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	

に、

イ 住戸ごとの申請の場合			
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの			九千七百円
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			二万千円
当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			四万六千円
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの			八万千円

を削り、

一の建築物の申請の場合									
(ロ) 非住宅部分	(イ) 住宅部分	モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イの屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定め							
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方米以上のもの
		六万九千円	十二万六千円	十九万六千円	二十八万円	八万七千円	十一万七千円	十四万五千七百円	二十万七千七百円
									三十万九千円

を

イ 住戸ごとの申請の場合			
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
六万九千円	十二万六千円	十九万六千円	二十八万円

を削り、

一戸建て住宅		誘導仕様基準による場合		誘導仕様基準以外による場合	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
二万円	二万二千元	三万四千四百円	三万四千四百円	三万八千四百円	三万八千四百円

に改め、

L

項
中

ロ ー の 建
(1) 住宅部分

イ 住宅部分

イ 住戸ごとの申請の場合			
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの			六千九百円
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			一万五千円
当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			三万二千円
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの			五万七千円

を
削
り
、

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合		て「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合									
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
八十七万千円	七十六万三千円	六十四万六千円	五十二万三千七百円	三十六万七千円	二十八万四千四百円	二十二万七千円	四十三万五千円	三十七万千円	三十万九千円	二十三万五千七百円	十四万五千七百円

に
改
め
、
同
表
四
の

一戸建て住宅					
誘導仕様基準による場合	誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万四千二百円	
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		一万五千元	
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万四千二百円	
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		二万七千元	

に
改
め
、

一戸建て住宅			
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万四千二百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	
		二万七千元	

を

建築物の申請の場合	
(口) 非住宅部分	

を

口 非住宅部分	
---------	--

に
、

一の建築物の申請の場合		(イ) 住宅部分	
(ロ) 非住宅部分			
モデル建物法による場合		標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万千円	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上千平方メートル未満のもの	七万七千六百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万五千百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十二万六千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十万五千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十五万九千百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円

を

イ 住戸ごとの申請の場合	
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万千円
当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円

を削り、

└

イ 住宅部
分

に改め、同表五の

項
中

(イ) 性能基準（省令第一条第一項第二号イ 若しくは（及び同号ロ 又は同項第三号に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合

性能基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ 又は同項第三号に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合

イ 性能基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。）による場合	ロ モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。）による場合	ハ 仕様基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合
--	--	--

を

性能基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。）による場合	モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。）による場合	仕様基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。以下この表において同じ。）又は誘導仕様基準による場合
--	--	--

に
、

標準入力法等による場合						
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
十五万九千円	十九万九千二百円	二十五万七千円	三十六万六千七百円	四十五万三千円	五十三万五千円	六十一万円

(ロ) フロア入力法（省令第一条第一項 第二号イ）及び同号ロに定める 基準をいう。以下この表において同 じ。）による場合	(ハ) 仕様基準による場合	(イ) モデル建物法による場合	(ロ) 標準入力法等による場合
--	------------------	--------------------	--------------------

を

フロア入力法（省令第一条第一項第 二号イ）及び同号ロに定める基準を いう。以下この表において同じ。）に よる場合	仕様基準又は誘導仕様基準による場 合	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合
---	-----------------------	-------------	-------------

に改め、同表備考第一号及び第二

号中「（ロ）」を削り、同表備考第十一号から第十三号までを削り、同表備考第十
四号中「向上計画認定申請手数料等」の下に「（誘導仕様基準以外による場合に

限る。」を加え、「一の建築物の」を削り、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第十五号中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同号を同表備考第十二号とし、同表備考第十六号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている又は同法第五十三条第一項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく審査の事務に限る。）の表二の項の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する

省令（令和四年国土交通省令第六十七号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十五条第一項の認定を受けている又は同法第三十四条第一項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく審査の事務に限る。）の表四の項の規定は、なおその効力を有する。

（説明）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）等の改正を踏まえ、誘導仕様基準に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に係る手数料を新設等するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。